

大分県環境負荷低減事業活動の 促進に関する基本計画

令和４年１２月策定

令和７年１２月改定

大分県、大分市、別府市、中津市、
日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、
竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、
豊後大野市、由布市、国東市、
姫島村、日出町、九重町、玖珠町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2章 計画の基本理念	2
第3章 環境負荷低減事業活動の展開方向	3
1 環境負荷の低減に関する目標	
2 環境負荷低減事業活動の内容	
(1) 基本的な方向性	
(2) 環境負荷低減事業活動の内容	
(3) 環境負荷低減事業活動実施計画の作成に関する事項	
3 特定区域の設定	
4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用が期待される基盤確立事業の内容	
5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進	
6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項	
第4章 計画の推進にあたって	9
1 推進体制	
(1) 県における基本的な考え方	
(2) 各主体の役割	
2 進行管理	
〈参考資料〉	10
1 おおいた農林水産業元気づくりビジョン 2024	
2 第3次大分県有機農業推進計画	
3 大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県においては、大分県農林水産業振興計画（以下「振興計画」という。）「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、関係機関・団体と連携しながら、各般の施策を進めてきた。令和6年9月には、新たな振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」を策定し、目標を達成するため取り組んでいる。

振興計画においては、環境負荷の低減に向け、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境保全型農業や有機農業等の環境にやさしい農林水産業を推進することとしている。こうした取組は、現下の燃油や肥料原料の価格高騰等、世界情勢の影響を受けにくい、足腰の強い農林水産業の生産基盤づくりにも寄与するものである。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号））が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針（環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。））の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところである。

本計画は、基本方針に基づき、振興計画をはじめとする各種施策の方向性を踏まえつつ、大分県における環境と調和した農林漁業の実現を目指して策定するものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、みどりの食料システム法第16条第1項に規定される都道府県及び市町村の共同計画として位置付けるものであり、同法第16条第2項各号の計画記載項目は第3章のとおりとする。また、計画の推進に当たっては、環境負荷低減に資する活動に取り組む農林漁業者の自主性を尊重するとともに、振興計画や令和4年3月に改訂した「第3次大分県有機農業推進計画」などの関連方針等と整合性を図りながら、取り組むこととする。

3 計画期間

この計画は、農林水産業における環境負荷低減事業活動に関する長期的かつ基本的な方向を示すものとして、策定から概ね5年間を対象期間とする。

なお、環境負荷低減に資する活動を取り巻く農林水産業の情勢変化に的確に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

第2章 計画の基本理念

本県の農業を取り巻く環境は、気候変動や、本格的な人口減少社会の到来、グローバル化、ライフスタイルの変化、地方創生を背景とした地域間競争への対応など、大きな転換期を迎えている。農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに県民に対する食料の安定供給を確保するためには、農林水産物の生産から消費に至る各段階において環境への負荷の低減に取り組むことが重要であり、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者が連携することによって、その確立が図られなければならない。

そこで本県では、環境にやさしい農林水産業の推進として、天敵や生物農薬の利用、抵抗性品種の導入など、化学農薬の低減に資するIPM技術の普及・拡大を図ると共に、畜産農家から排出される家畜排せつ物や、食品廃棄物等の未利用資源を堆肥化し、耕種農家と連携して耕作地への還元を推進することで、地域における自然循環機能の増進や環境への負荷低減、及び原料を輸入に依存している化学肥料の低減を図る。さらに、農山漁村には豊かな自然環境や地熱・温泉熱、木質バイオマスなどの地域資源が豊富にあるため、これらを活用した省エネルギー栽培施設の導入など、再生可能エネルギー資源としての活用を促進させる。

また、森林面積が県土の約7割を占める本県では、木材やしいたけの生産など林業が盛んに営まれている。森林は循環型資源である木材等を生産する経済的な機能のほかに、水源の涵養、災害の防止・県土の保全、環境保全などの多様な機能を持つ。これら森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるため、地域の森林の実情を踏まえ、多様な視点からの適正な管理を図る。

漁業では、干潟やリアス式海岸などの変化にとんだ地形や豊富な湧水など、本県の特性を生かした多様な漁業が各地域で営まれている。豊かな海域の保全・継承として、藻場や干潟などの保全・再生による豊かな沿岸環境の維持・整備、海底の堆積物除去や耕うんによる漁場環境の改善、海藻やアサリ等を食害する生物を捕獲して資源の維持増大を図る。

第3章 環境負荷低減事業活動の展開方向

1 環境負荷の低減に関する目標

国が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、2030（令和12）年までに達成する目標として、有機農業の取組面積（有機農業の推進に関する法（平成18年法律第112号）第2条に規定するもの）を6.3万haまで拡大することを挙げている。

そのため、目標設定にあたっては、有機農業の取組面積、及び有機農業の中でも「有機」や「オーガニック」という表示ができる有機JAS認証ほ場面積を指標とすることにした。

目標指標	基準値 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
有機農業の取組面積	611 ha	868 ha
有機JAS認証ほ場面積※1 (県調査公表数値)	296 ha	420 ha

※1 有機JAS認証ほ場面積：「第3次大分県有機農業推進計画（令和4年3月）」による。

2 環境負荷低減事業活動の内容

(1) 基本的な方向性

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、環境負荷の低減により、農林漁業の持続性の確保に資することが重要であることを踏まえ、地方公共団体や農林漁業者、食品産業の事業者など、地域の関係者が連携し、環境負荷の低減に資する生産方式の導入と合わせ、これに伴う労働負荷や生産コストの低減、農林水産物等の流通の確保、付加価値向上等の創意工夫の取組を推進するものとする。

(2) 環境負荷低減事業活動の内容

環境負荷低減事業活動とは、農林漁業者が持続性の確保に向けて、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う以下の①～③のいずれかの活動をいう。

①土づくり、化学肥料、化学農薬の使用量削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）

土づくり、化学肥料や化学農薬の使用量を慣行から低減する取組を一体的に行う活動として、特別栽培や有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する。

実施に当たっては、以下のア～エのいずれかにより、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術についてそれぞれ取り組むものとする。

ア 有機農業（有機農業の推進に関する法律第2条に規定する有機農業をいう。）の取組

イ 「大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（令和3年3月12日地農第3028号）」に基づく生産方式の導入

ウ 「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号）」の別紙「環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法」第1の4で定める農業生産活動等のうち、（1）～（4）に基づく農業生産活動の取組

エ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流通第3889号）に基づく生産方式の導入

②温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

省エネ設備の導入、廃熱、バイオマス等の自然エネルギーや環境制御システムの活用など、収益性を確保しながら温室効果ガスの排出量削減に資する取組を推進する。また、稲作や畜産由来の温室効果ガスの発生抑制に向けた取組を併せて進める。

取組に当たっては、以下のア～クのいずれかを実践する。

ア 施設園芸における省エネルギー化の取組

施設園芸においては、ヒートポンプや木質バイオマス等の温室効果ガス排出削減に資する機械設備の導入、内張・外張の多層化や保温性の高い被覆資材の利用等による栽培施設の保温性向上、変温管理や局所加温技術等の導入、廃熱や廃CO₂の回収・利用等による燃油使用量の削減に向けた取組を推進するほか、地熱や温泉熱等の再生可能エネルギーを利用した機械設備等の導入を検討する。

イ 農業機械による省エネルギー化の取組

自動操舵装置やドローンなどのスマート機器等の導入や、農業機械の電動化等により、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進する。

ウ 普通作における温室効果ガス排出削減の取組

水田における中干し期間の延長や、適切な湛水管理等の実施により、メタンの排出削減に向けた取組を推進する。

エ 家畜排泄物管理方法の変更

家畜排泄物の好気性発酵を促すため、堆積発酵から強制発酵への転換など、より排出係数の小さい処理方法に転換することにより、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の排出削減に向けた取組を推進する。

オ 放牧の実施

放牧地での糞尿の分解により、堆肥堆積と比べて、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の排出削減に向けた取組を推進する。

カ 温室効果ガス排出削減に資する飼料の給餌

乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質（C P）の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」を給餌することにより、排泄物管理に伴う一酸化二窒素の排出を抑制する。

また、牛の飼料に脂肪酸カルシウム等を添加することにより、牛のゲップ由来のメタン排出削減に向けた取組を推進する。

キ 林業における省エネルギー化の取組

省エネ型高性能林業機械や木質バイオマスボイラーの導入、林業機械の電動化、乾しいたけの生産工程における省エネ型乾燥機の導入等により、温室効果ガス排出削減に向けた取組を推進する。

ク 水産業における省エネルギー化の取組

漁船に用いる省エネ型エンジン（船内機・船外機）の導入等により、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進する。

③別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）

1号活動及び2号活動以外の取組において、環境負荷低減に資する活動を推進する。取組に当たっては、以下のア～カのいずれかを実践する。

ア 土壌を使用しない栽培技術における化学肥料・化学農薬の使用量減少に向けた取組

養液栽培等の土壌を使用しない栽培技術において、養液分析に基づく施肥設計等による過剰施肥の抑制や、I P M技術の活用等による化学農薬の使用量削減に資する取組等を推進する。

イ 環境中への窒素、リン等の環境負荷の原因となる物質の排出削減に向けた取組

畜産業においては、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質（C P）の含有率が低い飼料（環境負荷低減型配合飼料、アミノ酸バランス改善飼料）等の家畜排泄物中の窒素量を低減させる飼料の使用の取組、フィターゼ添加飼料等の家畜排泄物中のリン量を低減させる飼料の使用等の取組を進める。

ウ バイオ炭等の土壌炭素貯留に資する資材の農地又は採草放牧地への施用

生物資源を材料とした炭化物であるバイオ炭などの資材を農地土壌等へ施用することで、土壌物理性を改善し、かつ大気中へのCO₂排出量削減に資する取組を推進

する。

エ 化石資源由来のプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は使用量削減

県内の水稻栽培において広く普及している樹脂被覆肥料による一発施肥体系において、使用後の被覆殻が圃場外に流出させない取り組みを推進するとともに、樹脂被覆肥料に依存しない施肥体系への取組等を推進する。

オ 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

化学肥料や化学農薬の使用を低減する取組と併せて実施する冬期湛水管理等、環境中の生物多様性の保全に向けた取組を推進する。

カ その他、環境負荷低減事業活動として知事が必要と認める活動

(3) 環境負荷低減事業活動実施計画の作成及び認定に関する事項

知事は、以下のア～エにより作成し、申請された環境負荷低減事業活動実施計画について、認定審査を行い、適正と認めた場合には認定を行う。

ア 作成主体

農林漁業者において、環境負荷低減事業活動を実施する者が単独又は共同で作成するものとし、業種や事業規模等について特段の定めは設けないものとする。

なお、農林漁業者とは農林漁業の事業活動を行う者をいい、自ら農林漁業の経営を行っている者のほか、農作業等を受託する組織も事業活動の主体となることができる。

イ 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場所が本基本計画の推進に資するよう、化学肥料及び化学農薬、有機農業等の環境負荷の低減を図る取組の面積、温室効果ガスの排出量など、適切な数値指標を用いて定めるものとする。

ウ 環境負荷低減事業活動の内容

実施期間内に取り組む環境負荷低減事業活動の具体的な内容について記載する。
なお、(2) ①～③のいずれの取り組みを行う場合にあっても、農林漁業者の経営状況等に照らして環境負荷低減事業活動の目標を達成できる見込みがあることに加え、当該環境負荷低減事業活動を実施する過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意するとともに、農林漁業の持続性の確保に資するものである必要がある。

エ 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間は5年を目処に定めるものとする。

3 特定区域の設定

(1) 特定区域の区域内の活動類型

特定区域内で行われる特定環境負荷低減事業活動は、以下の活動タイプのいずれかとする。

①有機農業の生産活動

(有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動)

②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

(地域の清掃工場等から排出される熱や二酸化炭素を分離・活用した施設園芸団地の形成を図る事業活動)

③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

(産地全体で環境負荷の低減に資する先端的な技術を備えた機械を導入し、共同利用を通じて導入コストを効果的に低減させる事業活動)

(2) 特定区域の計画

地域のモデルとなり得る特定区域を、別紙のとおり設定する。

今後も、現場の実態を踏まえつつ、県と市町村が連携し、モデル的な取組の創出に向けた取組を推進する。

(3) 特定環境負荷低減事業活動実施計画の作成及び認定に関する事項

知事は、以下のア～エにより作成し、申請された特定環境負荷低減事業活動実施計画について、関係市町の意見を聴いた上で認定審査を行い、内容を適正と認めた場合には、認定を行う。

ア 作成主体

特定区域内の農林漁業者において、特定環境負荷低減事業活動を実施する者が単独又は共同で作成するものとし、業種や事業規模等について特段の定めは設けないものとする。

なお、農林漁業者とは農林漁業の事業活動を行う者をいい、自ら農林漁業の経営を行っている者のほか、農作業等を受託する組織も事業活動の主体となることができる。

イ 特定環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場所が本基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めるものとする。

ウ 特定環境負荷低減事業活動の内容

実施期間内に取り組む特定環境負荷低減事業活動の具体的な内容について記載する。

なお、農林漁業者の経営状況等に照らし特定環境負荷低減事業活動の目標を達成できる見込みがあることに加え、当該特定環境負荷低減事業活動を実施する過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう留意するとともに、農林漁業の持続性の確保に資するものである必要がある。

エ 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間は5年を目処に定めるものとする。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用が期待される基盤確立事業の内容

(1) 堆肥の広域的な流通の円滑化

県内で生産される畜産堆肥について、県や市町村、農業団体等の関係事業者間で連携し、畜産農家による堆肥の高品質化や、県域での円滑な流通・安定供給体制の整備を図ることで、耕種農家の利用を拡大し、持続的な化学肥料使用量の低減と土づくりによる生産安定を推進する。

(2) スマート農業技術の活用

スマート農業は、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を農業に活用することで、作業の省力化・軽労化、データの活用による資材投入等の適正化や、高品質生産の実現等に寄与する。このため、生産工程をデータで「見える化」し、生産管理手法の改善を図るなど、スマート農業技術の活用を進めるため、県内外の大学・企業等との連携を推進する。例として、園芸品目におけるリモートセンシング技術の開発・活用等により、過剰施肥を抑えた肥培管理の適正化や、環境制御技術の導入による化石燃料の消費削減を図り、環境負荷の低減と収量・品質の最大化を両立する技術を展開する。

(3) 指定混合肥料の製造開発

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等により、原料を輸入に依存している化学肥料の価格高騰は農業経営に大きな影響を与えており、地域の未利用資源の有効活用は重要な課題となっている。

そこで、品質管理された堆肥や化学肥料、有機質肥料等を混合して製造される肥料（特殊肥料等入り指定混合肥料）の開発を推進する。結果、土壌有機物の供給に寄与するとともに、地域の未利用資源の活用を促進することで、肥料の国内需給に対応し、かつ環境にやさしい栽培環境を整備する。

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

県では、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費を促進するため、以下の取組を推進する。

有機農業については、量販店等の大口需要に対応可能なロットを確保するため、県内有機農業者の組織化を推進し、安定した生産出荷体制の整備を支援する。また、消費者への認知度向上対策として、各種イベントや情報発信等を通じて、県産有機農産物のPRを実施する。さらに、学校給食への導入により、地産地消を推進すると共に、有機農業の有する自然循環機能の増進や環境への負荷低減、生物多様性保全等、様々な機能に係る知識の普及・啓発を実施する。

また、特別栽培農産物については、一部の産地や品目におけるブランド化等の取組を実施している。例として、水稻品種「つや姫」では、特別栽培農産物の基準に則った栽培を義務づけた生産者登録制度を設けており、大分県産ブランドとしての高品質生産を推進し、流通先の確保に努めている。

また、地域における取組として、大分県国東半島宇佐地域では、クヌギ林とため池群を活用したシイタケ栽培など、農林水産循環システムによる景観や生物多様性の保全に係る取組を実施しており、平成25年には世界農業遺産にも認定されている。県ではこの取組を受け、「国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度」などの地域ブランドを活用し、環境に配慮して生産された農林水産物等のブランド化を進め、認知度向上を図っている。

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、今後、各種関連施策をさらに強化するとともに、県、市町村、農業者団体等の関係者間で密に連携を図ることで対応する。

また、環境負荷低減事業活動に地域全体で取り組む場合には、振興局による指導や実証圃の設置等による技術の確立・普及、共同利用施設の建設による生産条件の整備等を推進することが肝要となることから、これらを総合的に実施するため、必要に応じ、みどりの食料システム戦略等の関係補助事業を積極的に活用する。

環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者の確保・育成について、県は市町村、農業者団体、NPO法人等と連携しながら、各種情報提供や指導を実施する。また、市町村における環境負荷低減に資する農林水産業の施策を強化するため、県は地域の実情に即した環境負荷低減事業活動の推進体制整備を支援する。

第4章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 県における推進体制

関係課室と横断的な連携を図りながら、環境負荷低減に資する取組について、さらに効率的で実効性のある施策を進める。

(2) 各主体の役割

この計画の推進に当たっては、各地域における農林漁業者に対し、県と市町村が連携して情報の周知に努め、環境負荷低減事業活動の理解と機運の醸成を図る。その上で、農林漁業者の主体的な取組を基本に、県や市町村、農林漁業団体や関係事業者等が、それぞれの役割に応じながら、創意と工夫による連携・協働の取組を進める。

2 進行管理

社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、計画の見直しなど必要な措置を行うこととする。

〈参考資料〉

- 1 おおいた農林水産業元気づくりビジョン 2024
<https://www.pref.oita.jp/site/nourinsuisan/gennkidukurivision.html>
- 2 第3次大分県有機農業推進計画
https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2131474_3604123_misc.pdf
- 3 大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2207539_3888456_misc.pdf

(別 紙)

特定区域の区域及び事業活動の内容（佐伯市）

1. 特定区域の区域

(1) 区域

佐伯市の全域

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

佐伯市は、大分県南部に位置し、市内中心を流れる番匠川下流域の平野部を中心に発展した市街地地域と西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分される。気候は、南海型気候に属しており年平均気温は 16℃前後と比較的温暖な地域で、豊後水道の影響を受ける海岸部地域は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっている。一方、山間部地域は冬期には特有の吹き下ろしにより海岸部地域に比べて気温が 2～3℃低くなり、一部では霜による被害も見られる。年間降水量は 2,000 mm前後で、7月から9月は台風の影響を受けやすく、災害が発生する可能性が高い地域である。農業分野においては、耕地面積の 73.4%にあたる 1,380ha の水田を有し主食用米から新規需要米への転換と水田の高度利用として麦の生産が拡大してる。また、温暖な気候条件から野菜、花き、果樹などの露地・施設栽培や新たな取り組みとして有機栽培などの特色ある農業が展開されている。

しかし、水稻については農業従事者の高齢化や担い手不足により作付面積が年々減少している状況にあり、活性化のための取り組みが必要であった。

また、本市は令和2年3月に自然環境にやさしい、持続可能なまちを繋ぎ続けるため「さいきオーガニック憲章」を制定した。この憲章の理念に基づき、現在は「佐伯版 SDGs」の推進による「さいきオーガニックシティ（人と自然が共生する持続可能なまち）」の実現を目指し、「地域が輝く『佐伯がいちばん』の人・まちづくり」を将来像として取り組んでいるため、農業における具体的な取り組みとして、有機農業を推進することが検討された。

その中で、未来を担う子どもたちのためにも「オーガニック給食」を核とした地域ぐるみの取組を強い熱意を持って展開すべく「オーガニックビレッジ宣言」を行うとともに、「佐伯市有機農業実施計画」を策定し、有機農業の推進に取り組むこととなった。

本区域を特定区域として設定することを契機に、有機農業の取組を加速化し、生産者だけでなく広く市民がそれぞれの立場で有機農業に参画し、生産・流通・消費まで一体的に有機農業の拡大に取り組むために、生産者の取組拡大に向けた有機農業相談員の設置や栽培技術講習会の開催、農地の集積化に向けた有機農業モデル地区の設置、有機農業に適した堆肥の製造、有機農産物の販路開拓及び消費拡大を図る学校給食への供給、有機農産物独自認証の普及など地産地消の推進を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では市全体で有機農業の推進を図るため、有機農業者、有機農産物取扱い協力店、市民代表、学識経験者、学校給食栄養職員、大分県、佐伯市が参画した食と農のオーガニック推進協議会を中心に、生産・消費・流通の各段階における課題の解決に取り組む。

生産面では、地域資源循環を目指す堆肥施設「佐伯市直川堆肥施設」を中核として、家畜由来の堆肥等の品質向上・安定供給を図り、耕種農家による堆肥の施用等による土づくり、土壌分析と効率的な施肥設計や「有機栽培米栽培講習会」等による有機農業の技術確立と生産拡大を推進し、有機農業の団地化を目指す。

また、消費面では市民を対象とした「オーガニックフェスタ」などの有機農業に関係するイベントを開催し、生産者以外の市民にも広く有機農業に興味を持ってもらい、地域全体の機運醸成を図る。

販路については、地域内で生産された有機農産物を学校給食に提供するため「佐伯市有機農産物生産者協議会」を立ち上げ、水稻を中心とした計画生産・出荷体制の確立を図る。また、地域外への共同出荷体制の確立に向け、県内他市と連携し販路拡大を推進するなど地域全体での有機農業の産地化を目指す。

特定区域の区域及び事業活動の内容（臼杵市）

1. 特定区域の区域

（１）区域

臼杵市の全域

（２）当該区域の特性及び区域設定の理由

臼杵市は、大分県の東南部に位置し、内陸から海に向かい楕円状に細長く伸びた地形となっており、東は豊後水道に面した臼杵湾に臨み、南西部は鎮南山・姫岳など比較的険しい山稜が津久見市、佐伯市と接している。河川は、野津川が南西部を東西に流れ、臼杵川・末広川・熊崎川が臼杵湾に注ぎ、これらの河川沿いには水田が、そして山間部には畑地が広がっている。気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、年間平均気温は 15～17℃、平均降水量は 1,500～1,800 mm で、温暖多雨の自然環境に恵まれており、西日本有数の生産を誇る葉たばこや夏秋ピーマン、カボス、ニラ、いちご、甘藷、トマトなどが栽培されている。

特に、臼杵市土づくりセンターで製造する草木を主原料とした完熟堆肥「うすき夢堆肥」による土づくりを基本とした環境保全型農業として有機農業を推進しており、平成 22 年 3 月、自然環境との調和、地産地消の更なる促進、「食」と「農業」の強い信頼関係に重点をおいた臼杵市農業のあるべき姿（ほんまもんの里）を念頭に「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例」を制定した。

この条例は、本市の責務と基本的方向性、基本方針、具体的施策を明らかにするため、平成 24 年度を初年度とし、令和 3 年度を目標とした「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」を策定後、令和 2 年 3 月に策定した「臼杵市総合計画後期基本計画」を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」等の各種指針及び振興計画に基づき、「臼杵市農業振興計画」及び「臼杵市有機農業推進計画」を包含するかたちで、令和 13 年度までの「第 2 次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」を策定している。

この間、本市では、平成 17 年 5 月の「ほんまもんの里・うすき」農業推進協議会の設立をはじめ、平成 19 年 4 月には、「臼杵市ほんまもんの里農業推進センター」を、更に平成 22 年には「有機農業推進室」の設置及び「臼杵市土づくりセンター」を建設・運営を開始し、地域資源を活用した「うすき夢堆肥」による土づくりによる「有機の里づくり」を進めてきた。また、平成 23 年 5 月「ほんまもん農産物」認証制度を創設し、有機農業等の環境負荷低減に資する農業の拡大、研修制度や学校給食等販路の開拓など農業者の支援を行い、取組の拡大を図ってきた。

こうした流れを受け、市全体で有機農業の推進を行うこととし、令和 5 年 4 月にオーガニックビレッジ宣言を行い、「第 2 次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」に掲げる 4 つの基本目標のうち「安全・安心な食料の供給」を図るため、「うすき夢堆肥」による土づくりに重点を置き、有機農業に取り組みやすい環境の整備や「ほんまもん農産物」

をはじめとする有機農業により栽培された農産物の生産振興及び栽培技術の向上を図り、「有機の里づくり」による循環型社会の構築に努めてきた。

本区域を特定区域として設定することを契機として、こうした流れを加速させ、学校給食への有機農産物の供給拡大、地産地消を担う人材並びに後継者の育成、認定こども園などにおける地産地消の推進、「ほんまもん農産物」のブランド化の促進など、有機農業における取組の更なる推進を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 有機農業の生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では、市全体で有機農業を持続的に推進するため、臼杵市、大分県農業協同組合、大分県、臼杵市議会、農業委員会、臼杵市環境保全型農林振興公社、野津土地改良区等が参画し、臼杵市が事務局を務める「ほんまもんの里・うすき」農業推進協議会を組織しており、(1) 環境保全型農業の推進、(2) 競争力のある産地づくりの推進、(3) 地産地消の推進、の3つの柱のほか、(4) 臼杵食文化創造都市推進協議会との連携、(5) みどりの食料システム戦略関連予算など国の施策の活用も行っている。

この5つの事業を通じて、うすき夢堆肥を活用した土づくりの推進や有機農業の栽培技術の普及のほか、学校給食への有機農産物の供給拡大、有機栽培米の作付面積拡大、オーガニックマーケット等のイベントの開催支援など、生産・流通・消費までの一貫した取組を通じて、有機農業の生産技術の確立と波及、有機農業者及び有機農業の取組面積の増加、消費者への啓発と理解の増進、地産地消や食育の推進など、さらなる有機農業の推進を目指す。

特定区域の区域及び事業活動の内容（豊後高田市）

1. 特定区域の区域

（１）区域

豊後高田市の全域

（２）当該区域の特性及び区域設定の理由

豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内気候に属している。農業分野においては、干拓地を中心に白ねぎ、背後地ではいちごや花き等の施設園芸、中山間地域には水稻、そば、丘陵地ではみかん、カボス等の果樹が栽培され、市内全域で肉用牛や養鶏などの畜産も盛んに行われている。

一方、少子高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、異常気象による生産量の減少、資材費高騰等の課題にも直面している。こうした中で、有機農業は自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性保全や地球温暖化防止に寄与するなど、SDGs に貢献する農業形態として市内の生産者や消費者の間でも近年関心が高まっており、国内の有機食品の市場規模及び有機農業の取組面積は拡大傾向にある。

本市ではこれまでに環境保全型農業の支援や有機農業を目指す新規就農者の受け入れ等を行ってきたが、生産性の向上、安定的な販路の確保、消費者の理解醸成が課題となっている。これらの課題に取り組むため、本市では令和５年に生産者、消費者、大分県等が参画し、市が事務局を務める「豊後高田市有機農業推進協議会」を設立した。令和６年４月にはオーガニックビレッジ宣言を行い、栽培研修会の開催、地域内資源や緑肥を活用した土づくり、除草作業の省力化等に関する技術実証、有機栽培圃場の排水不良等の改善、市独自認証制度の導入、学校給食や近隣の小売店、飲食店での活用促進等に取り組んでいる。

市全域を特定区域として設定することで、有機農業の生産・流通・消費に一体的に取り組む体制をさらに強化し、有機農業の推進及び持続的な農業の実現を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（１）活動類型 有機農業の生産活動

（２）特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では、豊後高田市有機農業推進協議会を中心として、有機農産物の生産性向上、流通出荷体制の確立、消費拡大に一体的に取り組み、有機農業の産地化を目指す。

ア 生産性向上の取組

研修会や先進地視察、栽培方法のマニュアル化、水稻の除草機械、抑草用ロボットやラジコン除草機の活用による省力化技術の導入等に取り組むとともに、有機農業に適した農地の確保及び団地化を推進する。

イ 流通・販路拡大の取組

有機農産物の新たな販路を開拓するとともに、共同出荷等、効率的な集出荷体制の確立を図る。

ウ 消費拡大の取組

市独自の認証制度の導入や情報発信により、有機農産物の認知度向上を図るとともに、学校給食や地元スーパー等、地域を中心とした消費拡大を推進する。